

法改正後の進捗状況について (平成29年3月29日現在)

	項目	進捗状況
1. 理念	1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況	・公布通知による周知に加えて、児童相談所運営指針を改訂。今後は、政府広報や全国会議など、今回の法改正の周知・広報の機会をとらえて、理念についても周知・広報を行っていく。 (政府広報「霞ヶ関からお知らせします2016」において、「児童虐待防止対策の推進」をテーマとして、理念規定を含めた今回の法改正の内容の周知・広報を実施)
	2) 家庭支援の在り方	・児童相談所運営指針において法改正の内容を反映し、 平成29年3月末を目途に通知発出予定。
	3) 家庭養護(家庭と同様な養育)の原則の貫き方	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて法改正の内容を反映するよう 平成29年3月末を目途に改訂予定。
	4) 児童虐待防止法 第14条 参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して	・平成28年度「児童虐待防止推進月間」(H28年11月実施)で全国フォーラム、政府広報等を通じて、体罰を伴わないしつけの在り方について積極的な広報啓発を実施。 (政府広報「霞ヶ関からお知らせします2016」において、「児童虐待防止対策の推進」をテーマとして、しつけを名目とした体罰の禁止を含めた今回の法改正の内容の周知・広報を実施) ・親権を行う者の懲戒権の行使の在り方については、今後検討。
2. 子どもの権利擁護に関する仕組み	児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする(児相等が権利擁護ができていないときの審査)という仕組み構築	・既存の不服審査制度との関係を整理するとともに、苦情等の受付対象の範囲、具体的な実施体制、苦情等の処理方法等について、今後検討。
3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	1) 児相から市区町村への送致: 双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方 2) アセスメントツールの開発状況	・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」等による議論を踏まえ、「市町村子ども家庭支援指針(仮称)」「(ガイドライン)及び「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を平成29年3月末を目途に発出予定。

		項目	進捗状況
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	1) 自立援助ホームの拡大・質の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者拡大については、対象範囲を省令で平成29年3月末を目途に規定予定。また、平成29年度予算において、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の対象拡大(22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者)に伴う支援に要する補助事業【就学者自立生活援助事業】を新規に計上。 ・自立援助ホームの質の向上については、平成29年度予算において、①入居者の障害等の状況に応じた内容の充実(一般生活費の拡充)、②大学進学等への支援の充実(大学進学等自立生活支度費の支給)を計上。新たな社会的養育の在り方に関する検討会における議論も踏まえ今後検討。
	2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる補助事業【社会的養護自立支援事業】を新規に計上。
	3) 退所児童等アフターケア事業の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、退所児童等のアフターケアの充実を図るため、相談支援体制の充実を計上。
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設(児童家庭支援センターの見直しを含む)。	<ul style="list-style-type: none"> ・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」において、拠点機能のあり方、推進方策を検討し、「「市町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案)」がとりまとめられた。(第1回:8月8日、第2回:9月16日、第3回:10月21日、第4回:11月30日、第5回:12月21日、第6回:2月2日、第7回:3月1日、第8回:3月29日) ・平成29年度予算において、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の運営に要する経費の補助を行う事業を新規に計上。 ・平成29年4月上旬を目途に「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を発出予定。
		2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施中(平成29年3月末を目途に厚生労働省HPIに結果を公表する予定)。調査結果を踏まえ設置促進策を検討。 ・平成29年3月末を目途に「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正通知を発出予定。
		3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施中。(平成29年3月末を目途に厚生労働省HPIに結果を公表する予定) ※平成27年度データあり

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	4) 3)の研修受講状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、平成29年3月末を目途に告示公布及び通知発出予定。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)
	(2) 母子保健法への位置づけ	1) 母子保健における虐待予防の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法の公布・施行に伴い、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることを、各自治体の母子保健主管部(局)へ周知済み。
		2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターについての調査研究を実施しており、当該調査研究の結果を踏まえ、同センターの業務ガイドラインを策定予定。
	(3) 就学前の保育・教育の質の向上		<ul style="list-style-type: none"> 保育所は各家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある旨を「保育所保育指針」に記載するよう、平成29年3月末を目途に告示公布予定。
	(4) 特定妊婦への支援	1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦・要支援児童の状況(指標)例を示した通知文を发出。(平成28年12月16日) ・平成29年3月末を目途に、平成29年4月の改正児童福祉法の施行に向けた一部改正通知を发出予定。
		2) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業【産前・産後母子支援事業】を新規に計上。
		3) 2)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計	<ul style="list-style-type: none"> ・2)のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ今後検討。
		4) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度乳児家庭全戸訪問事業実施状況等調査を実施中(平成29年3月末を目途に厚生労働省HPIに結果を公表する予定)。調査結果を踏まえ実施促進策を検討。 <平成27年度実績> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業 1,730市町村、実施率99.4% ・養育支援訪問事業 1,447市町村、実施率83.1% ・平成29年3月末を目途に、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」及び「養育支援訪問事業ガイドライン」の一部改正通知を发出予定。

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(5) 通所・在宅措置	1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。 2) その取り組みとして以下を行う ・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施 ・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用	・児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針を改定し、法改正の基本的な内容を反映した。また、子ども虐待対応の手引き等において、法改正の具体的な内容を反映するよう改訂に向け検討中。さらに、平成29年度予算において、市町村職員が児童相談所から委託される指導措置等を適切に行えるよう市町村にスーパーバイザーを配置する費用を計上。
	(6) 児童相談所設置基準	1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況	・今年度、「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」を実施。 ・平成29年度予算において、中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用補助を計上。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
		2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
	(7) 児童相談所の機能分化 <機能分化>	1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
		2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及	・平成29年度予算において、調査研究費を活用して実施することを検討中。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討中。
		3) 「189」の利便性の改善	・平成28年4月に189のガイダンスの短縮を実施。(平均70秒⇒30秒) ・平成29年度予算において、コールセンター方式を導入し、更なる利便性の改善を図る。(平成29年秋を目途に導入予定)

	項目	進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(7) 児童相談所の機能分化<一時保護>	1) 里親等への一時保護委託を拡大	・平成28年度予算において、里親への一時保護委託を促進するため、里親手当の金額を引上げ(2,360円⇒4,040円)。
		2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大	・平成27年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。 ・引き続き、平成28年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。
		3) 一時保護所の第三者評価の在り方	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度 予算 において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を計上。 ・ 今後、本検討会において検討予定。
		4) 一時保護所の基準の見直し	・ 平成29年度中に 、一時保護所の設備・職員配置の実態についての調査を検討。
	(8) 司法関与の整備	1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、平成29年1月16日に「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」がとりまとめられた。 これを踏まえ、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出(平成29年3月7日)。
		2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証 ・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。 ・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」における議論を踏まえつつ、左記の取組の内容を盛り込むよう児童相談所運営指針等を 平成29年3月末を目途に改訂予定。
	(9) 評価制度の構築	1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲) 2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度 予算 において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を計上。 ・ 今後、本検討会において検討予定。

	項目	進捗状況	
6. 職員の専門性の向上	1) 児童福祉司の研修 ・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講 ・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講 ・スーパーバイザーにおける研修の受講	・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、 平成29年3月末を目途に告示公布及び通知発出予定 。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)	
	2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し	・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、 平成29年3月末を目途に告示公布及び通知発出予定 。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)	
	3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮	・児童福祉法施行令を改正(平成28年8月18日公布)し、児童虐待相談対応件数を考慮した配置標準に改正済み。	
	4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において、児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。	
7. 社会的養護の充実強化	(1) 里親制度の充実強化	1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、法改正の内容を反映するよう 平成29年3月末を目途に改訂予定 。 ・都道府県等が一貫した支援を実施できるよう、平成29年度 予算 において、従来の里親支援機関事業を見直し、里親支援事業により里親に対する支援を拡充することとしている。合わせて、新たな社会的養育の在り方に関する検討会での議論を踏まえつつ、里親による養育の質の向上について必要な支援策についても今後検討。
		2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む	・上記1)の関連予算と合わせて、 里親委託ガイドラインに記載するよう平成29年3月末を目途に改訂予定 。
		3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象	・平成28年度の事業実施要綱において、里親家庭も対象であることを記載し、自治体に通知済み。
		4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示	・平成28年度予算において、里親に委託した場合の一時保護委託手当の金額を引上げ。(2,360円→4,040円) ・里親への一時保護委託が適当と考えられるケースや条件整備について今後検討。
	(2) 就学前の家庭養護の原則	1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインに「 里親へ委託することが難しい子ども 」について記載するよう 平成29年3月末を目途に改訂予定 。

	項目		進捗状況
7. 社会的養護の充実強化	(3) 特別養子縁組制度	1) 児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度～平成27年度 厚生労働科学研究「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」において、児童相談所及び民間機関の養子縁組あっせんや相談支援の状況を把握。調査研究の内容等も踏まえつつ、児童相談所運営指針を改訂。 ・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、児童相談所及び民間のあっせん団体に対し、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方に係る調査」を実施。 ・民間あっせん機関については、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて政省令、通知、指針等の内容を検討。
		2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、児童福祉の観点からの特別養子縁組の有用性について記載するよう、平成29年3月末を目途に改訂予定。
		3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、平成29年3月28日に「特別養子縁組制度の利用促進について」のとりまとめに向けて議論。
	(4) 施設ケアの充実強化	1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等に必要な事項を計上。
	(5) 自立支援	1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲) 2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲) 3) 退所児童等アフターケア事業(再掲) 4) 里親委託や施設措置が解除された後の支援のための市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーの配置	1) 平成29年度予算に計上。(再掲) 2) 平成29年度予算に計上。また、対象者拡大については、対象範囲を省令で3月末を目途に規定。(再掲) 3) 平成29年度予算に計上(再掲) 4) 平成29年度予算において、社会的養護自立支援事業を都道府県等で実施(委託可)し、支援の中核となる支援コーディネーターを実施機関等への配置を計上。
8. 統計	1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、調査研究費を活用して実施することを予定。
	2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算において、調査研究費を活用して実施することを予定。
	3) CDRに関するモデル事業を実施		<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究によるモデル的取組を実施予定。

	項目	進捗状況
9. その他	1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を发出	・関係機関・民間企業による情報提供について、通知文を发出。 (平成28年12月16日)
	2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成27年度実施の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討	・調査研究の結果等を踏まえ、平成28年度の調査研究費を活用し、家庭支援専門相談員等による親子関係再構築支援に資する手引き等を策定中。 ・これまでの取組としては、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」を作成(平成25年3月)、「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成(平成26年3月)し、関係機関等に活用を促している。 ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に対し、家庭支援専門相談員の業務についての調査を実施。